

<参考 1 >

- 広域連合の設立準備状況
- 長崎県後期高齢者医療広域連合広域計画

各都道府県における広域連合の設立準備状況

(平成19年2月8日現在)
(各都道府県広域連合設立準備委員会から聴取)

1 広域連合が設立された都道府県 [34府県]

長崎県(12月18日設立)、千葉県(1月1日設立)、富山県(1月10日設立)、神奈川県(1月11日設立)
香川県(1月15日設立)、大阪府(1月17日設立)、茨城県(1月24日設立)
青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県
京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、熊本県、大分県
(以上2月1日設立)、宮城県(2月8日設立)

2 都道府県内全市町村で議決を得た都道府県 [10都道県]

群馬県、愛媛県(以上2/19)、北海道、埼玉県、東京都、鹿児島県(以上3/1)、沖縄県(3/5)
奈良県(3/10)、愛知県(3/20)、長野県(3/23)

3 その他 [3県]

新潟県、福岡県、宮崎県

長崎県後期高齢者医療広域連合広域計画

1. 広域計画の趣旨

長崎県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、広域事務を総合的かつ計画的に行うため、長崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う事務に関連して、広域連合及び広域連合を組織する長崎県内全市町（以下「市町」という。）が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事項等について定める。

2. 広域計画の項目

広域計画は、長崎県後期高齢者医療広域連合規約第5条（広域連合の作成する広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について記載する。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関し、広域連合及び市町が行う事務に関すること
- (2) 広域計画の期間に関すること

3. 広域連合及び市町が行う事務

広域連合及び市町は、後期高齢者医療制度の実施に関連して、次の事務を行う。

（平成18年度、平成19年度）

- (1) 平成20年度からの後期高齢者医療制度の円滑な実施に向けて、広域連合及び市町において必要な準備作業を行う。

(平成20年度以降)

(1) 被保険者資格管理に関するここと

被保険者資格管理に関しては、被保険者資格の取得、喪失、異動の届出等の受付事務を市町において処理し、広域連合へ送付する。

広域連合は、被保険者台帳により被保険者資格情報を管理する。

市町においても被保険者資格情報を広域連合と共有することにより、事務の適正化を図る。

(2) 保険給付に関するここと

保険給付に関しては、高額療養費、療養費等の給付申請等の受付事務を市町において処理し、広域連合へ送付する。広域連合は支給決定を行い、給付実績を一括管理する。

レセプトの点検及び保管は、広域連合が行う。

(3) 保険料の賦課及び徴収に関するここと

保険料の賦課は、市町の持つ課税情報等を活用して、広域連合が行う。

保険料の普通徴収及びその滞納整理は、市町が行う。

(4) その他

後期高齢者医療制度に関する住民からの相談や苦情への対応は、市町と広域連合が緊密に連携して行う。

4. 広域計画の期間

この広域計画の期間は、平成22年度までの5年間とする。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、隨時改定を行うものとする。

<参考資料>

- ・広域連合設立の経緯
- ・広域連合規約（略）
- ・後期高齢者人口の推計